平成２９年（フ）第４１号
熊本市中央区練兵町91番地３
破産者　中村　京子
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５３号
熊本県宇城市三角町前越1065番地10
破産者　石山　健二
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２４号
熊本県山鹿市山鹿100番地８
破産者　川口　由香
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２８年（フ）第３９号
熊本県山鹿市古閑1019番地17
破産者　西川小百合（旧姓古澤）
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２８年（フ）第３６４号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目45番10号（サンハイツこば104号）
破産者　江里　武昭
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１３号
鹿児島県鹿児島市吉野町6067番地36
破産者　黒岩　直美
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４６号
鹿児島県奄美市名瀬長浜町19番11号（若葉荘304号）
破産者　濵田さつき
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第３２８号
函館市神山３丁目５番13号
破産者　阿部　逸男
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第８号
福島県相馬市尾浜字牛鼻毛173番地　トミヤＥ棟
破産者　畑田　宏一
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２３０号
青森市大字金浜字伊吹58番地３
破産者　野沢　秀子
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２３４号
青森市中央２丁目11番４号　シングルハイツ忠王203号
破産者　笠井　賢也
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６６号
宮城県刈田郡蔵王町宮字下原田15番地
破産者　我妻　　昇
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第２６８号
岐阜県羽島郡笠松町北及416番地
破産者　岩田　華奈
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３７５号
岐阜市鏡島3065番地１　（ジュネス・ドミールＣ棟102号）、前住所岐阜市福住町２丁目４番地１　（ファミール岐阜　304号室）
破産者　山﨑　雅志
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第９６号
岐阜県大垣市直江町173番地２　リヴィエールＡ　201号室
破産者　橋本　康佑（旧姓富田）
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第９７号
岐阜県海津市南濃町田鶴221番地４
破産者　川渕貴弘こと池田哲平こと池本真人こと佐藤拓海こと　寺崎　和博
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第１０９号
岐阜県大垣市木戸町221番地　パナハイツ室Ｂ棟　105号
破産者　渡邉　史朗
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第６７３号
静岡市葵区松富２丁目４番35号
破産者　望月　徳也
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９６号
静岡県富士市大淵95番地87
破産者　田中　香織
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部